

外貨仕組預金規約

第1条 外貨仕組預金の定義

この預金は、金融商品取引法第2条第20項に規定するデリバティブ取引を組みこんだ預金のうち、外国通貨で表示されるものです。

第2条 預金の預入れ

外貨仕組預金は預入れの都度、当行所定の方法により申込んでください。
詳しくは契約締結前交付書面にてご確認ください。

第3条 証券類の受入れ

この預金には、手形、小切手、配当金領収証、その他証券類の受入れはできません。

第4条 預金の払戻し

1. この預金は、満期日に、元金および利息を当行に開設されているお客さまご本人名義の同一通貨の普通預金口座に振替えることにより払戻します。
2. 自動継続の取扱いはありません。

第5条 期限前解約

1. 満期日前の解約は原則としてできません。
2. ただし、当行がやむを得ない事由があると認め、満期日前の解約に応じた場合、お客さまは経過利息をお受取りいただけないほか、解約により当行に生じた損害金を当行に支払うものとします。
3. 当行に生じた損害金とは、期限前解約に伴い発生する解約日から満期日までの当該預金の再構築額およびそれに伴う諸費用を当行所定の計算方法により算出したものをいいます。詳しくは契約締結前交付書面をご確認ください。
4. この預金の一部について解約することはできません。

第6条 利息の計算

1. この預金の利息は単利計算を行います。また、付利単位は1補助通貨単位とし、1年を365日として日割りで計算します（1補助通貨単位未満切捨て）。
2. 満期日は次の通り取扱います。なお、一般の休日が満期日になることがあります。
 - (1) 期間（月）に応じた預入日の応当日（以下、「応当日」という。）がある場合
応当日を満期日とします。

(2) 応当日がない場合

月末日を満期日とします。

3. 満期日において同一通貨の普通預金口座の凍結その他の理由により元利金または利息のお支払いができず、満期日の翌日以降に元利金または利息のお支払いを行う場合、当該満期日以降の元金に対する利息は、当該満期日から元金をお支払いした日の前日までの日数および当行所定の同一通貨の普通預金利率のうちもっとも低い金額階層に適用する利率により計算します。なお、本項の場合において、満期日における未払利息に対して利息は付されないものとします。
4. この預金を満期日前に解約する場合、お客さまは経過利息を受取ることができません。詳しくは契約締結前交付書面にてご確認ください。

第7条 譲渡、質入れ等の禁止

この預金にかかる預金契約上の地位およびこの取引に関する一切の権利については、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

第8条 保険事故発生時におけるお客さまからの相殺

1. この預金は満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じ、かつ、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り、当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金にお客さまの当行に対する債務を担保するため、または第三者の当行に対する債務でお客さまが保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
2. 相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - (1) 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定するものとします。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合にはお客さまの保証債務から相殺されるものとします。
 - (2) 第1号による充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当します。
 - (3) 第1号による指定により、債権保全上支障が生じる恐れがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
3. 相殺する場合の借入金等の債務の利息、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては、当行の定めによるものとします。

4. 相殺する場合において、借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

第9条 差押命令等

この預金に対して仮差押または差押の命令（以下、「差押命令等」という）が当行に送達された場合、当行はお客さまに対する事前の通知および所定の手続きを省略し次の号で定める方法によるほか当行所定の方法で処理いたします。

- (1) 期限前解約が必要である場合、第5条に準じて取扱うものとします。

第10条 規約の準用

1. この預金取引に関し、この規約に定めのない事項については、auじぶん銀行取引規約等当行の他の規約の定めを準用します。
2. この規約において使用する用語の意味は、特に指定のない限り当行所定の au じぶん銀行取引規約において定義した内容に従うものとします。

第11条 規約の変更

当行は、この規約の内容を変更する場合があります。その場合には、当行は変更日および変更内容を当行のホームページへ掲示することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により、取扱うものとします。

以上

【2021年5月4日現在】